中央大学 目加田説子

### 軍縮と市民社会

本報告では、世界大戦後の軍縮に市民社会が果たした役割を俯瞰しつつ、冷戦後に成立した 条約と市民社会の関りについて人道的側面から検討を加える。特に、市民社会及び中堅国家が 牽引した「人道的アプローチ」の特長と課題をまとめる。

# 1. 冷戦期における軍縮と市民社会

# 1-1 原爆投下に対する反応

- (1) 核軍拡時代到来を防ぐ方策の模索: R.オッペンハイマーや「科学者連盟 (FAS)」による国際管理構想
- (2) 市民組織の支持:農業・労働・女性団体などによる「核情報に関する全国委員会」と草の根レベルの反核運動

#### 1-2 核実験への抵抗運動

- (1) 米国の水爆実験による放射能への危機意識の覚醒
- (2) 世界的反核運動の盛り上がり:「世界教会評議会」「世界政府を目指す議会人協会」「平和と自由のための国際女性連合」による活動の活性化
- (3) 「真っ当な核政策のための委員会」「核軍縮委員会」「パグウォッシュ会議」「原 水爆禁止日本協議会」等の結成
- (4) B.ラッセル・A.アインシュタインによる宣言: 水爆時代への憂慮の表明
- (5) PTBT の成立と市民社会の関心の低下

### 1-3 ベトナム戦争の影響

- (1) NPT の成立、SALTI、ABM 条約の調印
- (2) 反戦運動への関心の移行と反核運動の規模縮小

### 1-4 米ソ対立激化への危機感

- (1) レーガン政権の成立と危機意識の高揚: 1981 年の世論調査では米国民の 76%が核戦争の可能性を意識
- (2) INF 配備: 欧州における配備反対運動の高まり(「グレナムコモン女性平和キャンプ」、数十万人規模の街頭デモ、「核兵器防止のための国際医師の会」「憂慮する科学者」の創設
- (3) チェルノブイリ原発事故:核戦争の疑似体験

## 2. 冷戦後の軍縮と市民社会

#### 2-1 世界法廷プロジェクト

- (1) 草の根 NGO 及び世界的 NGO ネットワークが、核兵器の使用について国際司法裁判所(ICJ)に判断を求めた運動
- (2) 国際刑事裁判所(ICC)の設置規定交渉への影響: 戦争犯罪の定義に核兵器 使用を含めるか否か

# 2-2 対人地雷禁止条約

- (1) 地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)と中堅国の協働(1997年成立、1999年発効、 締約国数 164 か国)
- (2) 特長: 犠牲者支援と国際協力を条約に明記

#### 2-3 クラスター爆弾禁止条約

- (1) クラスター兵器連合(CMC)と中堅国の協働(2008 年成立、2010 年発効、締約 国数 106 か国)
- (2) 特長: 犠牲者の定義や国際協力の具体的責任を明記

## 2-4 核兵器禁止条約

- (1) 核兵器禁止キャンペーン(ICAN)と中堅国家の協働(2017年成立、未発効)
- (2) 特長: 地雷やクラスター条約の規範条約アプローチの応用

- 3. 人道的アプローチによる軍縮
  - 3-1 国境を超えた市民社会の連携促進
    - (1) 民主化の促進: 市民社会の拡大
    - (2) 情報技術の革新と拡散: 運動コストの低下
  - 3-2 軍縮における人道的アプローチの導入と拡散
    - (1) 軍縮⇒「目的」から「手段」へ
    - (2) 脱イデオロギー: 普遍的価値の追求による軍縮の「民主化」⇒多様なアクター の参画と協働
    - (3) 停滞する多国間交渉の打開:eg.特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)や軍縮会議(CD)⇒新たな場の創設と具体的成果の要求
    - (4) 経験の蓄積と人的ネットワークの構築: 手法やキャンペーンの共通点、人間関係の構築
- 4. 人道的アプローチによる軍縮の課題

## 4-1 軍縮条約

- (1) 発効と普遍化: 特に大国への働きかけ(eg.朝鮮半島情勢の変化と南北米中ロの加盟);中東及びアジア地域の規範順守
- (2) 履行: 監視の強化、未締約国へのアクセスの限界
- (3) 新たなアジェンダセッティングと方法論の開発・遂行: ESG や SDGsへの影響 4-2 市民社会
  - (1) 市民社会スペースの縮小: 結社や表現の自由、平和行動への弾圧; 検閲や 報道規制、人権擁護派への弾圧等
  - (2) 財源の縮小: 拡大する社会・経済問題への民間資金の要請⇒軍縮、取分け アドボカシー活動への影響
  - (3) 水平的広がりから垂直的広がり: 西側先進国集中⇒途上国へ;一部のエリート ⇒あらゆる層への浸透へ